

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年
条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表国民健康栄養調査員の項中「9, 210円」を「9, 730円」に改め、同表
措置診察指定医の項中「13, 594円」を「13, 631円」に改め、同表精神科
病院実地指導審査医の項中「24, 251円」を「24, 319円」に改め、同表精
神医療審査会委員の項中「10, 500円」を「14, 700円」に改め、同表自立
支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中
「12, 594円」を「12, 631円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

特別職の職員の報酬額を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。